森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書

近年、森林に対する国民の期待は地球温暖化の防止、国土の保全や水源のかん 養はもとより、生物多様性の保全への貢献など多様化するとともに、低炭素社会 づくりを進めるため、木質エネルギー利用を含め、木材利用の拡大に対する期待 も増大しています。

しかしながら、国内の林業は路網整備や森林施業の集約化の遅れなどから生産性が低く、材価も低迷する中、森林所有者の施業放棄が懸念されるなど、我が国の林業・木材産業は危機的な状況に陥っており、加えて森林・林業の担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

こうした厳しい状況を踏まえ、昨年公表された「森林・林業再生プラン」に基づき、国民の期待に応えていくため、今後、森林整備を着実に推進するとともに、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図りながら森林資源を適切に活用し、森林・林業・木材産業の活性化による山村の再生を図るため、以下の項目を実現するよう要望します。

記

- 1 地球温暖化防止・森林吸収源対策を推進するための安定的な財源措置の確保、及び森林所有者の植林意欲を高めるための負担軽減措置等による森林経営対策を推進すること。
- 2 水源のかん養など森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、森林の取り 扱いに関する所有者の責務を明確化するとともに、大面積皆伐の抑制や伐 採後に確実に植林する仕組みを構築すること。
- 3 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の制定を踏まえ、低 炭素社会の実現に着目した公共建築物や住宅建設等における木材利用の促 進、及び木質バイオマス利用など国産材の利用を拡大すること。
- 4 持続可能な森林・林業の確立に向けて、森林計画の作成や施業の集約化を担 う人材、及び現場事業の担い手などの育成確保を図るとともに、森林整備に 要する経費の定額助成を実施すること。
- 5 国民共有の財産である国有林については、公益的機能の一層の維持増進を 図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管

理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

2010年6月18日

名 寄 市 議 会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣 黒土交通大臣 医工部科学大臣 経済産業大臣

宛